

## (介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話：0470-50-3173（直通）

担 当：支援相談員

時 間：午前8：30～午後5：00（月曜日～土曜日）

※ ご不明な点に関しましては、お気軽に問い合わせください。

### 2 当施設(介護予防) 通所リハビリテーションの概要

#### (1) 名称等

ア 名 称：医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・南房総

イ 所在地：〒299-2216

千葉県南房総市久枝 1140

ウ 介護保険指定番号：1255180013

#### (2) 提供できるサービスの種類と地域

ア 種 類：送迎・食事・入浴・機能訓練等

イ 地 域：原則的に南房総市内（詳細はご相談下さい。）

#### (3) 体制

管理者	介護職員	支援相談員	理学療法士	作業療法士
1名	13名	2名	2名	1名

#### (4) 設備

定員	食堂兼 リハビリ室	浴室	相談室	送迎車
40名	1室	2室 ※	1室	6台

※ 一般浴槽・特殊浴槽があります。

※ 定員数は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを合わせて40名となります。

#### (5) 営業時間

月～土	午前9：30～午後4：30
日	定休日
年末・年始	日程に変動あり：12月初旬決定

緊急連絡先：0470-50-3301

### 3 サービス内容

- ア 送迎：送迎時間は利用者の安全を最優先に行ってています。
- イ 食事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気作りを心がけています。
- ウ 入浴：利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。
- エ 機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。
- オ 生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

### 4 利用料金

#### (1) 通所リハビリテーション

##### ・基本サービス費

大規模 I の場合

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	714円	1,428円	2,142円
要介護度 2	847円	1,694円	2,541円
要介護度 3	983円	1,966円	2,949円
要介護度 4	1,140円	2,280円	3,420円
要介護度 5	1,300円	2,600円	3,900円

大規模算定で一定の要件を満たした場合

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	762円	1,524円	2,286円
要介護度 2	903円	1,806円	2,709円
要介護度 3	1,046円	2,092円	3,138円
要介護度 4	1,215円	2,430円	3,645円
要介護度 5	1,379円	2,758円	4,137円

\*介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

上記は1日あたりの自己負担分です。

・別途加算

各 加 算	料 金			備 考
	1割負担	2割負担	3割負担	
リハビリテーション提供体制加算 1	12円	24円	36円	3時間以上4時間未満
リハビリテーション提供体制加算 2	16円	32円	48円	4時間以上5時間未満
リハビリテーション提供体制加算 3	20円	40円	60円	5時間以上6時間未満
リハビリテーション提供体制加算 4	24円	48円	72円	6時間以上7時間未満
リハビリテーション提供体制加算 5	28円	56円	84円	7時間以上
入浴介助加算（I）	40円	80円	120円	1日につき
入浴介助加算（II）	60円	120円	180円	1日につき
リハビリマネジメント加算ロ	593円	1,186円	1,779円	月1回（6ヶ月以内）
	273円	546円	819円	月1回（6ヶ月以降）
リハビリマネジメント加算ハ	793円	1,586円	2,379円	月1回（6ヶ月以内）
	473円	946円	1,419円	月1回（6ヶ月以降）
リハビリマネジメント加算4	270円	540円	810円	医師から説明した場合
短期集中個別リハビリ加算	110円	220円	330円	退院・退所・認定日3月以内
重度療養管理加算	100円	200円	300円	1日につき
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	1日につき
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	1月につき
送迎減算	-47円	-94円	-141円	事業所が送迎を行わない場合
サービス提供体制強化加算（I）	22円	44円	66円	1回につき
介護職員待遇改善加算（I）	1ヶ月の総単位数（基本サービス費、各種加算）に所定数を乗じた単位数の1割・2割・3割のいずれか			

（2）介護予防通所リハビリテーション

- ・ 基本サービス費 \*一ヶ月の自己負担分です。

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

・別途加算

各 加 算	1割負担	2割負担	3割負担	備 考
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1	88円	176円	
	要支援2	176円	352円	

介護職員処遇改善加算（I）	1ヶ月の総単位数（基本サービス費、各種加算）に所定数を乗じた単位数の1割、2割、3割のいずれか
---------------	---

・その他の料金

食事代	600円／日	栄養補助食	実費
日常生活用品費	100円／日	教養娯楽費	100円／日
お便りケース代	200円／個	キャンセル料	600円／日

（2）支払方法

※毎月、13日までに前月分の請求書を郵送いたしますので、その月の25日までに葵の園・南房総の受付窓口に現金でお支払いいただくな、指定銀行にお振込みください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

（2）サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了30日前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合。
- ② 介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当と認定された場合。（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合。

エ その他

- ① 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場

合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ② 利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（暴言、大声、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕などをさわるハラスメント行為を含む）を行い、サービス提供に著しく支障をきたした場合は、当事業者は文書にて通知することによりサービスを終了させていただきます。

## 6 当通所リハビリテーションの特徴等

### (1) 運営方針

当事業者のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心得の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

### (2) サービスの現状

項目	有無	備考
男性職員の有無	有	—
時間延長の可否	否	—
従業員への研修の実施	有	月1～2回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	—

### (3) サービス利用にあたっての留意事項

- ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ウ その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

## 7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

## 8 非常災害対策

- ア 防災時の対応：事業所防災規定による。
- イ 防災設備：前項 アの規定に沿った設備を設置。

- ウ 防災訓練：年2回実施。
- エ 業務継続計画書に伴う訓練と研修：年2回以上実施

## 9 感染症の予防及びまん延の防止

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を年2回実施する。

## 10 虐待の防止

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する。

## 11 身体拘束

- (1) 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。
- (2) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び緊急やむを得ない理由をその他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。

## 12 サービス内容に関する苦情

### ア 当事業者ご利用相談・苦情

担当課：介護老人保健施設 葵の園・南房総

事務長・支援相談員

電 話：0470-50-3301（代表）

0470-50-3173（通所直通）

### イ その他

市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口 電話：043-254-7428  
南房総市役所高齢者福祉課介護保険係 電話：0470-36-1152

### 1 3 当事業者の概要

名称・法人種別 医療法人社団 葵 会  
介護老人保健施設 葵の園・南房総  
代表者 理事長 新谷 幸義  
電話番号 0470-50-3301

令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者> 所在地 千葉県南房総市久枝1140  
名 称 医療法人社団 葵 会  
介護老人保健施設 葵の園・南房総

説明者 印

## 承 諾 書

介護老人保健施設 葵の園・南房総 施設長様

介護老人保健施設 葵の園・南房総 を利用するにあたり、(介護予防) 通所リハビリテーション利用契約書および契約書別紙並びに通所リハビリテーション重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で利用者並びに保証人の連署をもって承諾いたします。

なお、連帯保証人は、利用者と介護老人保健施設葵の園・南房総との(介護予防) 通所リハビリテーション利用契約書に基づき、利用者が現在及び将来負担する一切の債務について、利用者と連帯して保証債務を負います。

ただし、責任限度額(極度額)は50万円とします。

令和 年 月 日

<利 用 者> 住 所

氏 名

印

<連帯保証人> 住 所

氏 名

印